

市区町村別集計項目(推進体制等)

千葉県	
市区町村数	54

都道府県	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属			問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
					問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況		問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法		問4-4 現在の状況	
					27	40	8				54					
12	100	千葉市	市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課	1	1	1	1	千葉市男女共同参画ハーモニー条例	2002年9月25日	2003年4月1日		第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
12	202	銚子市	企画課企画室	1	2	1	1				0	第4次銚子市男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
12	203	市川市	多様性社会推進課	1	2	1	1	市川市男女共同参画社会基本条例	2006年12月20日	2007年4月1日		市川市男女共同参画基本計画	2008年8月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
12	204	船橋市	市民協働課	1	2	1	1				3	第4次船橋市男女共同参画計画「fプラン」	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
12	205	館山市	市民協働課	1	2	1	1				0	第4期館山市男女共同参画推進プラン	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
12	206	木更津市	市民部地域共生推進課	1	2	0	1	木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例	2023年3月17日	2023年4月1日		第5次木更津市男女共同参画計画	2022年3月 ~ 2027年3月	1	1	
12	207	松戸市	男女共同参画課	1	1	1	1				0	松戸市男女共同参画プラン第6次実施計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
12	208	野田市	人権・男女共同参画推進課	1	1	1	1				0	第4次野田市男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
12	210	茂原市	企画政策課	1	2	0	1				0	男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画(第4次)～	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
12	211	成田市	市民協働課	1	2	0	1				0	第4次成田市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
12	212	佐倉市	自治人権推進課	1	1	1	1	佐倉市男女平等参画推進条例	2002年12月27日	2003年4月1日		佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】	2020年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
12	213	東金市	企画課	1	2	0	0				0	第3次東金市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
12	215	旭市	市民生活課	1	2	0	1				0	第2次旭市男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
12	216	習志野市	男女共同参画センター	1	1	1	1	習志野市男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年7月1日		習志野市第3次男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
12	217	柏市	共生・交流推進センター	1	2	1	1				3	第三次柏市男女共同参画推進計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
12	218	勝浦市	企画課	1	2	0	0				0	第2次勝浦市男女共同参画計画	2018年3月 ~ 2028年3月	1	1	
12	219	市原市	総合計画推進課	1	2	1	1	市原市男女共同参画社会づくり条例	2004年12月22日	2005年4月1日		いちばら男女共同参画社会づくりプラン	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
12	220	流山市	男女共同参画室	1	1	1	1				3	流山市第4次男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
12	221	八千代市	企画部 企画経営課 男女共同参画センター	1	1	1	1				0	第2次やちよ男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2025年3月	1	1	
12	222	我孫子市	男女共同参画室	1	1	1	1	我孫子市男女共同参画条例	2006年3月27日	2006年7月1日		我孫子市第3次男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	
12	223	鴨川市	総務課	1	2	0	1				0	第3次鴨川市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
12	224	鎌ヶ谷市	男女共同参画室	1	1	1	1				3	第3次鎌ヶ谷市男女共同参画計画(かがやきプラン)	2021年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
12	225	君津市	市民活動支援課	1	2	1	1				0	みんなが輝くまち・きみつプラン(第5次君津市男女共同参画計画)	2022年6月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
12	226	富津市	企画課	1	2	0	1	富津市男女共同参画のまちづくり条例	2009年3月26日	2009年4月1日		富津市男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
12	227	浦安市	多様性社会推進課	1	2	1	1				0	第3次うらやす男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
12	228	四街道市	政策推進課	1	2	1	1				0	第4次四街道市男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
12	229	袖ヶ浦市	企画政策部 市民協働推進課	1	2	1	1				0	第4次袖ヶ浦市男女共同参画計画はっぴープラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
12	230	八街市	企画政策課	1	2	0	0				0	第3次八街市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
12	231	印西市	市民活動推進課	1	2	1	1				0	第3次印西市男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
12	232	白井市	市民活動支援課	1	2	1	1				0	白井市男女平等推進行動計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
12	233	富里市	経営戦略課	1	2	1	1				0	富里市男女共同参画計画(第3次)	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
12	234	南房総市	市民課	1	2	1	1				0	第3次南房総市男女共同参画推進計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
12	235	匝瑳市	企画課	1	2	0	1				0	第3次匝瑳市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
12	236	香取市	市民協働課	1	2	1	1				0	第2次香取市男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2026年3月	1	1	
12	237	山武市	企画政策課	1	2	1	1				0	第3次山武市男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
12	238	いすみ市	企画政策課	1	2	0	1				0	第3次いすみ男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
12	239	大網白里市	地域づくり課	1	2	0	1				0	第2次大網白里市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無	
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
12	322	酒々井町	住民協働課	1	2	0	0				0	第2次酒々井町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
12	329	栄町	協働推進室	1	2	0	0				0	栄町男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
12	342	神崎町	総務課	1	2	0	0				0				0	1
12	347	多古町	企画政策課	1	2	1	1				0	第2次多古町男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
12	349	東庄町	総務課	1	2	0	0				2	第2次東庄町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
12	403	九十九里町	企画政策課	1	2	1	0				0	九十九里町男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
12	409	芝山町	企画空港政策課	1	2	0	0				0	芝山町男女共同参画計画	2023年3月 ~ 2028年3月	1	1	
12	410	横芝光町	企画空港課	1	2	0	1				0	第2次横芝光町男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
12	421	一宮町	企画広報課	1	2	0	0				0	一宮町男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
12	422	睦沢町	総務課	1	2	0	1				0	睦沢町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
12	423	長生村	総務課	1	2	0	0				0	長生村男女共同参画計画	2021年3月 ~ 2025年3月	1	1	
12	424	白子町	企画財政課	1	2	0	1				0	白子町男女共同参画推進計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
12	426	長柄町	総務課	1	2	0	0				2	長柄町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
12	427	長南町	企画財政課	1	2	0	1				0	長南町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
12	441	大多喜町	企画課	1	2	0	0				0	第2次大多喜町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
12	443	御宿町	企画財政課(男女共同参画)・保健福祉課(DV関係)	1	2	0	0				0	御宿町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
12	463	鋸南町	総務企画課	1	2	0	1				0	鋸南町男女共同参画推進計画	2022年3月 ~ 2025年3月	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等						問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			10									1	9	7	2	1	8	2	0
12	100	千葉市	千葉市男女共同参画センター		260-0844	千葉市中央区千葉寺町1208番地2(千葉市ハーモニープラザ内)	043-209-8771	043-209-8776	http://www.chp.or.jp/danjo/		○		○					○	
12	202	銚子市																	
12	203	市川市	市川市男女共同参画センター	ウィズ	272-0034	千葉県市川市市川1-24-2	047-322-6700	047-322-6888	https://www.city.ichikawa.lg.jp/gen05/1111000001.html		○				○	○			
12	204	船橋市	船橋市男女共同参画センター		273-0005	船橋市本町1-3-1 フェイスビル5階	047-423-0757	047-423-3436	https://www.city.funabashi.lg.jp/shisetsu/shiminkatsudo/0002/0003/0001/p011270.html		○	○					○		
12	205	館山市																	
12	206	木更津市																	
12	207	松戸市	松戸市男女共同参画センター	ゆうまつど	271-0091	千葉県松戸市本町14番地の10	047-364-8783	047-364-7888	https://www.city.matsudo.chiba.jp/shisetsu-guide/kaikan_hole/you_matsudo/	○		○					○		
12	208	野田市																	
12	210	茂原市																	
12	211	成田市																	
12	212	佐倉市	佐倉市男女平等参画推進センター	ミウズ	285-0837	千葉県佐倉市王子台1丁目23番地 レイクピアウスイ3階	043-460-2580	043-460-2582	http://www.mews.shiteikan-ri-sakura.jp/		○		○					○	
12	213	東金市																	
12	215	旭市																	
12	216	習志野市	習志野市男女共同参画センター	ステップならしの	275-0016	千葉県習志野市津田沼5-12-12サンロード津田沼5階	047-453-9307	047-453-9327	https://www.city.narashino.lg.jp/		○	○					○		
12	217	柏市	柏市男女共同参画センター		277-0005	千葉県柏市柏1-7-1-301 Day Oneタワー3F	04-7167-1127	04-7165-7323	https://www.city.kashiwa.lg.jp/kyosei-c/sankakueye/6696.html		○	○					○		
12	218	勝浦市																	
12	219	市原市																	
12	220	流山市																	
12	221	八千代市	八千代市男女共同参画センター		276-0033	千葉県八千代市八千代台南1-11-6 八千代台東南公共センター4階	047-485-7088	047-485-7398	https://www.city.yachiyo.lg.jp/soshiki/3/		○	○					○		
12	222	我孫子市																	
12	223	鴨川市																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営			
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
12	224	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター		273-0101	千葉県鎌ヶ谷市富岡1-1-3	047-401-0891	047-401-0892	https://www.city.kamagaya.chiba.jp/sesakumidashi/sesaku-danjokyoudo/danjo_center/index.html		○	○			○		
12	225	君津市															
12	226	富津市															
12	227	浦安市	多様性社会推進課	ルピナス	279-0004	千葉県浦安市猫実1-1-2 浦安市文化会館2階	047-712-6803	047-353-1145	https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/danjo/index.html		○	○			○		
12	228	四街道市															
12	229	袖ヶ浦市															
12	230	八街市															
12	231	印西市															
12	232	白井市															
12	233	富里市															
12	234	南房総市															
12	235	匝瑳市															
12	236	香取市															
12	237	山武市															
12	238	いすみ市															
12	239	大網白里市															
12	322	酒々井町															
12	329	栄町															
12	342	神崎町															
12	347	多古町															
12	349	東庄町															
12	403	九十九里町															
12	409	芝山町															
12	410	横芝光町															
12	421	一宮町															
12	422	睦沢町															
12	423	長生村															
12	424	白子町															
12	426	長柄町															
12	427	長南町															
12	441	大多喜町															
12	443	御宿町															
12	463	鋸南町															

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

千葉県

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			10					10	10	10	10	3	7	3	0	6	
12	100	千葉市	千葉市男女共同参画センター	1999年12月1日	7	16	46,437	○	○	○	○		○			○	
12	202	銚子市			0	0	0										
12	203	市川市	市川市男女共同参画センター	1991年11月1日	7	18	30,942	○	○	○	○	○	○	○		○	
12	204	船橋市	船橋市男女共同参画センター	1994年4月1日	2	3	4,880	○	○	○	○		○				DVDミニ鑑賞会
12	205	館山市			0	0	0										
12	206	木更津市			0	0	0										
12	207	松戸市	松戸市男女共同参画センター	1980年11月29日	5	13	27,568	○	○	○	○		○	○			男女共同参画センター管理・運営・受付
12	208	野田市			0	0	0										
12	210	茂原市			0	0	0										
12	211	成田市			0	0	0										
12	212	佐倉市	佐倉市男女平等参画推進センター	2003年4月1日	0	11	21,758	○	○	○	○		○				
12	213	東金市			0	0	0										
12	215	旭市			0	0	0										
12	216	習志野市	習志野市男女共同参画センター	2003年11月1日	4	2	4,516	○	○	○	○	○				○	
12	217	柏市	柏市男女共同参画センター	2016年5月14日	5	4	9,075	○	○	○	○	○	○			○	
12	218	勝浦市			0	0	0										
12	219	市原市			0	0	0										
12	220	流山市			0	0	0										
12	221	八千代市	八千代市男女共同参画センター	1989年6月1日	2	7	1,525	○	○	○	○					○	
12	222	我孫子市			0	0	0										
12	223	鴨川市			0	0	0										
12	224	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター	2006年10月1日	0	6	6,220	○	○	○	○		○				
12	225	君津市			0	0	0										
12	226	富津市			0	0	0										
12	227	浦安市	多様性社会推進課	2002年10月1日	3	2	10,038	○	○	○	○			○		○	男女共同参画登録団体への働きかけ、ネットワークづくり
12	228	四街道市			0	0	0										
12	229	袖ヶ浦市			0	0	0										
12	230	八街市			0	0	0										
12	231	印西市			0	0	0										
12	232	白井市			0	0	0										
12	233	富里市			0	0	0										
12	234	南房総市			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業										
					用常勤(雇用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
12	235	匠瑛市			0	0	0											
12	236	香取市			0	0	0											
12	237	山武市			0	0	0											
12	238	いすみ市			0	0	0											
12	239	大網白里市			0	0	0											
12	322	酒々井町			0	0	0											
12	329	栄町			0	0	0											
12	342	神崎町			0	0	0											
12	347	多古町			0	0	0											
12	349	東庄町			0	0	0											
12	403	九十九里町			0	0	0											
12	409	芝山町			0	0	0											
12	410	横芝光町			0	0	0											
12	421	一宮町			0	0	0											
12	422	睦沢町			0	0	0											
12	423	長生村			0	0	0											
12	424	白子町			0	0	0											
12	426	長柄町			0	0	0											
12	427	長南町			0	0	0											
12	441	大多喜町			0	0	0											
12	443	御宿町			0	0	0											
12	463	鋸南町			0	0	0											

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

千葉県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2		宣言の形態	市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称			女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			1			37	4	10.8	42	1	2.4	17	1	5.9	12	0	0.0	9,151	723	7.9
12	100	千葉市				1	0	0.0	2	0	0.0							1105	143	12.9
12	202	銚子市				1	0	0.0	1	0	0.0							225	17	7.6
12	203	市川市				1	0	0.0	1	0	0.0							226	30	13.3
12	204	船橋市				1	0	0.0	2	0	0.0							888	106	11.9
12	205	館山市				1	0	0.0	1	0	0.0							156	5	3.2
12	206	木更津市				1	0	0.0	1	1	100.0							210	14	6.7
12	207	松戸市				1	0	0.0	2	0	0.0							348	33	9.5
12	208	野田市				1	0	0.0	1	0	0.0							328	14	4.3
12	210	茂原市				1	0	0.0	1	0	0.0							237	11	4.6
12	211	成田市				1	0	0.0	1	0	0.0							285	19	6.7
12	212	佐倉市				1	0	0.0	1	0	0.0							254	30	11.8
12	213	東金市				1	0	0.0	1	0	0.0							77	1	1.3
12	215	旭市				1	0	0.0	1	0	0.0							155	4	2.6
12	216	習志野市				1	0	0.0	1	0	0.0							250	35	14.0
12	217	柏市				1	1	100.0	2	0	0.0							296	31	10.5
12	218	勝浦市				1	1	100.0	1	0	0.0							49	0	0.0
12	219	市原市				1	0	0.0	2	0	0.0							514	29	5.6
12	220	流山市				1	0	0.0	1	0	0.0							185	14	7.6
12	221	八千代市				1	0	0.0	1	0	0.0							252	28	11.1
12	222	我孫子市	2001年6月26日	我孫子市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							189	35	18.5
12	223	鴨川市				1	0	0.0	1	0	0.0							97	2	2.1
12	224	鎌ヶ谷市				1	1	100.0	1	0	0.0							99	13	13.1
12	225	君津市				1	1	100.0	1	0	0.0							205	6	2.9
12	226	富津市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	0	0.0
12	227	浦安市				1	0	0.0	2	0	0.0							83	9	10.8
12	228	四街道市				1	0	0.0	1	0	0.0							86	7	8.1
12	229	袖ヶ浦市				1	0	0.0	1	0	0.0							191	11	5.8
12	230	八街市				1	0	0.0	1	0	0.0							39	2	5.1
12	231	印西市				1	0	0.0	1	0	0.0							195	10	5.1
12	232	白井市				1	0	0.0	1	0	0.0							96	9	9.4
12	233	富里市				1	0	0.0	1	0	0.0							115	8	7.0
12	234	南房総市				1	0	0.0	1	0	0.0							116	1	0.9
12	235	匝瑳市				1	0	0.0	0	0								105	0	0.0
12	236	香取市				1	0	0.0	1	0	0.0							310	6	1.9
12	237	山武市				1	0	0.0	1	0	0.0							264	14	5.3

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市 区 長 数	うち		副 市 区 長 数	うち		町 村 長 数	うち		副 町 村 長 数	うち		自 治 会 長 数	うち	
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称			宣 言 の 形 態	女 性 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 自 治 会 長 数
12	238	いすみ市				1	0	0.0	1	0	0.0						91	0	0.0	
12	239	大網白里市				1	0	0.0	1	0	0.0						116	11	9.5	
12	322	酒々井町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	5	12.8
12	329	栄町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	2	5.3
12	342	神崎町										1	0	0.0	0	0		23	0	0.0
12	347	多古町										1	1	100.0	1	0	0.0	53	0	0.0
12	349	東庄町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
12	403	九十九里町										1	0	0.0	0	0		45	0	0.0
12	409	芝山町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
12	410	横芝光町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	2	2.2
12	421	一宮町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	0	0.0
12	422	睦沢町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
12	423	長生村										1	0	0.0	1	0	0.0	41	2	4.9
12	424	白子町										1	0	0.0	0	0		32	0	0.0
12	426	長柄町										1	0	0.0	0	0		48	2	4.2
12	427	長南町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	1	3.6
12	441	大多喜町										1	0	0.0	1	0	0.0	63	1	1.6
12	443	御宿町										1	0	0.0	0	0		10	0	0.0
12	463	鋸南町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0

- <選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

都道府県	市区町村	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード																			
			問8-1		問8-2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他														
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数				女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)							委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)						
12	230	八街市	25.0	2027年3月	38	23	398	92	23.1	地方自治法に基づく審議会等	32	23	357	88	24.6	5	2	41	4	9.8	31	3	9.7	32	3	9.4	1										
12	231	印西市	30.0	2024年3月	60	55	699	213	30.5	市の条例・規則・要綱に基づく審議会	38	34	437	119	27.2	5	3	24	5	20.8	6	3	50.0	39	5	12.8	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	1						
12	232	白井市	33.0	2026年3月	46	42	531	170	32.0	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関	46	42	531	170	32.0	5	5	22	8	36.4	30	2	6.7	31	2	6.5	2	2022年7月15日	2	2022年7月15日	1						
12	233	富里市	30.0	2023年3月	40	36	448	133	29.7		40	36	448	133	29.7	5	4	21	8	38.1	32	6	18.8	33	6	18.2	2	2022年4月1日	2	2022年4月1日	2	2022年4月1日	1				
12	234	南房総市	30.0	2023年4月	29	17	356	52	14.6	普通地方公共団体の執行機関の付属機関	29	16	356	51	14.3	5	4	32	7	21.9	29	1	3.4	30	1	3.3	1										
12	235	匝瑳市	40.0	2027年3月	66	31	539	140	26.0	法、条例、規則、要綱等により設置されている審議会・委員会等	28	19	337	70	20.8	5	3	42	8	19.0	28	1	3.6	29	1	3.4	1										
12	236	香取市	30.0	2027年3月	77	60	1,365	349	25.6	条例・規則・要綱等により設置されている懇談会、会議等	19	17	330	70	21.2	5	2	33	5	15.2	35	6	17.1	36	6	16.7	1										
12	237	山武市	40.0		55	42	789	217	27.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、要項や規則等により設置される審議会	29	25	438	119	27.2	5	4	31	8	25.8	32	14	43.8	33	14	42.4	1										
12	238	いすみ市	30.0	2027年3月	20	14	227	58	25.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	19	13	189	40	21.2	5	2	26	2	7.7	16	5	31.3	17	5	29.4	1										
12	239	大網白里市	30.0	2026年3月	40	28	585	149	25.5	法律、条例、規則、要綱で設置されている審議会等	24	19	377	109	28.9	5	3	30	4	13.3	34	6	17.6	35	6	17.1	1										
12	322	酒々井町									17	16	206	41	19.9	5	3	21	6	28.6	33	4	12.1	34	4	11.8	1										
12	329	栄町	30.0	2027年3月	65	26	359	73	20.3	審議会の委員、自治組織の会長及び副会長に占める女性の割合	27	22	268	69	25.7	5	3	21	5	23.8	22	2	9.1	23	2	8.7	2	2023年3月31日	1								
12	342	神崎町									9	6	75	17	22.7	5	2	29	3	10.3	7	0	0.0	8	0	0.0	1										
12	347	多古町	20.0	2026年3月	27	20	298	67	22.5	法律もしくは条例により設置されている審議会・委員会等	21	17	247	53	21.5	5	3	36	6	16.7	25	5	20.0	26	6	23.1	1										
12	349	東庄町	40.0	2026年3月	38	28	401	103	25.7	・法律又は条例により設置した審議会等 ・規則、規定、要綱等により設置した審議会等	22	19	240	58	24.2	5	2	23	4	17.4	19	2	10.5	20	2	10.0	1										
12	403	九十九里町	20.0	2025年	15	11	162	40	24.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況	13	10	144	38	26.4	5	2	22	3	13.6	18	2	11.1	19	2	10.5	1										
12	409	芝山町	30.0	2027年0月	0	0	0	0	0	指標の設定のみ	7	5	52	16	30.8	5	2	33	3	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	1										
12	410	横芝光町	30.0	2024年3月	30	25	362	100	27.6	地方自治法第202条の3及び第180条の5に基づく審議会等(委員会や協議会も含む)	25	22	336	95	28.3	5	3	26	5	19.2	27	5	18.5	28	5	17.9	1										
12	421	一宮町									12	9	195	45	23.1	5	2	29	2	6.9	24	4	16.7	25	4	16.0	1										
12	422	睦沢町									11	9	161	29	18.0	4	2	25	3	12.0	23	3	13.0	24	3	12.5	1										
12	423	長生村	令和5年度:25%、 令和6年度:26%、 令和7年度:27%			28	23	278	78	28.1	地方自治法第180条に基づく委員会等及び地方自治法第202条の3に基づく審議会等	20	16	223	63	28.3	6	5	60	16	26.7	23	5	21.7	24	5	20.8	1									
12	424	白子町	積極的に管理職へ登用する。	2028年3月	10	8	103	26	25.2	全ての審議会	9	7	95	19	20.0	0	0	0	0	0.0	22	3	13.6	23	3	13.0	1										
12	426	長柄町	30.0	2025年4月	27	21	277	68	24.5	全て	12	10	120	28	23.3	1	1	19	5	26.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1										
12	427	長南町	30.0	2026年3月	25	22	264	50	18.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	25	22	264	50	18.9	5	2	21	2	9.5	25	5	20.0	26	5	19.2	1										
12	441	大多喜町	37.0	2026年3月	22	17	167	43	25.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	22	17	167	43	25.7	5	2	23	3	13.0	18	2	11.1	19	2	10.5	1										
12	443	御宿町									14	10	149	24	16.1	5	3	22	5	22.7	19	1	5.3	20	1	5.0	1										
12	463	鯉南町									7	5	51	14	27.5	5	2	22	2	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	1										

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況															問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部署への配置状況					問11-5								
			管理職総数	うち 女性数	女性 比率 (%)	うち一般行政職		部長 長相当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)	うち一般行政職		次長 相当職	うち 女性数	女性 比率 (%)	うち一般行政職		課長 相当職	うち 女性数	女性 比率 (%)	うち一般行政職		課長 補佐 相当職	うち 女性数	女性 比率 (%)	係長 相当職	うち 女性数	女性 比率 (%)	係長 相当職	うち 女性数	女性 比率 (%)	調査 時点 コード	その他	防 災・ 危機 管理 部署 職員 数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち管理職数		調査 時点 コード	その他								
						管理職 総数	うち 女性数				女性 比率 (%)	管理職 総数				うち 女性数	女性 比率 (%)				管理職 総数	うち 女性数															女性 比率 (%)	管理職 総数			うち 女性数	女性 比率 (%)	管理職 総数	うち 女性数	女性 比率 (%)	管理職 総数	うち 女性数	女性 比率 (%)
			3,903	544	13.9	3,031	401	13.2	528	43	8.1	455	41	9.0	454	46	10.1	361	38	10.5	2,921	455	15.6	2,215	322	14.5	4,167	1,207	29.0	2,788	670	24.0	9,084	3,509	38.6	5,745	1,919	33.4			442	37	8.4	101	3	3.0		
12	100	千葉市	455	57	12.5	340	39	11.5	69	8	11.6	57	7	12.3	43	3	7.0	28	3	10.7	343	46	13.4	255	29	11.4	448	146	32.6	308	97	31.5	1,201	381	31.7	637	141	22.1	1		32	3	9.4	8	0	0.0	1	
12	202	鎌倉市	25	4	16.0	20	4	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	4	16.0	20	4	20.0	70	21	30.0	45	17	37.8	91	34	37.4	59	21	35.6	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1	
12	203	市川市	215	27	12.6	185	25	13.5	22	1	4.5	21	1	4.8	36	4	11.1	30	3	10.0	157	22	14.0	134	21	15.7	323	84	26.0	267	80	30.0	769	375	48.8	651	369	56.7	1		19	1	5.3	5	0	0.0	1	
12	204	船橋市	182	17	9.3	131	16	12.2	29	3	10.3	26	3	11.5	12	0	0.0	7	0	0.0	141	14	9.9	98	13	13.3	690	218	31.6	396	87	22.0	688	324	47.1	321	112	34.9	1		23	3	13.0	4	0	0.0	1	
12	205	館山市	38	3	7.9	37	3	8.1	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	30	3	10.0	29	3	10.3	33	6	18.2	29	3	10.3	96	37	38.5	67	21	31.3	1		5	1	20.0	2	0	0.0	1	
12	206	木更津市	94	20	21.3	64	17	26.6	14	1	7.1	11	1	9.1	26	1	3.8	18	1	5.6	54	18	33.3	35	15	42.9	18	3	16.7	10	2	20.0	123	29	23.6	75	20	26.7	1		8	0	0.0	1	0	0.0	1	
12	207	松戸市	350	70	20.0	169	25	14.8	47	5	10.6	31	5	16.1	54	10	18.5	30	5	16.7	249	55	22.1	108	15	13.9	386	151	39.1	189	49	25.9	1,118	513	45.9	420	96	22.9	1		11	3	27.3	4	1	25.0	1	
12	208	野田市	98	6	6.1	88	6	6.8	15	0	0.0	14	0	0.0	23	1	4.3	19	1	5.3	60	5	8.3	55	5	9.1	104	25	24.0	68	11	16.2	312	92	29.5	180	53	29.4	1		11	2	18.2	2	0	0.0	1	
12	210	茂原市	55	7	12.7	55	7	12.7	8	1	12.5	8	1	12.5	10	1	10.0	10	1	10.0	37	5	13.5	37	5	13.5	56	12	21.4	48	4	8.3	136	44	32.4	116	25	21.6	1		7	1	14.3	3	0	0.0	1	
12	211	成田市	93	10	10.8	66	9	13.6	20	1	5.0	18	1	5.6	0	0	0.0	0	0	0.0	73	9	12.3	48	8	16.7	99	29	29.3	49	7	14.3	186	42	22.6	84	7	8.3	1		11	1	9.1	3	0	0.0	1	
12	212	佐倉市	85	15	17.6	75	13	17.3	24	4	16.7	22	4	18.2	0	0	0.0	0	0	0.0	61	11	18.0	53	9	17.0	104	31	29.8	80	21	26.3	157	61	38.9	110	31	28.2	1		19	0	0.0	4	0	0.0	1	
12	213	東金市	47	2	4.3	40	1	2.5	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	39	2	5.1	32	1	3.1	40	9	22.5	32	4	12.5	115	41	35.7	82	22	26.8	1		12	1	8.3	2	0	0.0	1	
12	215	旭市	26	1	3.8	23	1	4.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	1	3.8	23	1	4.3	42	7	16.7	25	7	28.0	89	32	36.0	54	15	27.8	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1	
12	216	管志野市	199	42	21.1	133	31	23.3	18	1	5.6	13	1	7.7	30	6	20.0	24	5	20.8	151	35	23.2	96	25	26.0	0	0	0.0	0	0	0.0	320	134	41.9	178	75	42.1	1		7	0	0.0	3	0	0.0	1	
12	217	柏市	255	47	18.4	252	46	18.3	26	4	15.4	24	4	16.7	60	8	13.3	60	8	13.3	169	35	20.7	168	34	20.2	181	51	28.2	181	51	28.2	858	327	38.2	358	327	38.1	1		28	7	25.0	6	0	0.0	1	
12	218	勝浦市	19	2	10.5	17	2	11.8	2	0	0.0	2	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	2	11.8	15	2	13.3	10	1	10.0	9	1	11.1	42	12	28.6	32	6	18.8	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
12	219	市原市	140	14	10.0	115	13	11.3	16	1	6.3	14	1	7.1	22	2	9.1	20	2	10.0	102	11	10.8	81	10	12.3	138	24	17.4	103	20	19.4	293	61	20.8	203	39	19.2	1		17	1	5.9	1	0	0.0	1	
12	220	流山市	87	11	12.6	65	7	10.8	18	1	5.6	15	0	0.0	14	0	0.0	11	0	0.0	55	10	18.2	39	7	17.9	125	32	25.6	75	15	20.0	241	65	27.0	129	39	30.2	1		7	2	28.6	3	0	0.0	1	
12	221	八千代市	122	19	15.6	66	4	6.1	16	0	0.0	11	0	0.0	12	0	0.0	8	0	0.0	94	19	20.2	47	4	8.5	117	35	29.9	56	13	23.2	175	54	30.9	58	14	24.1	1		13	2	15.4	2	0	0.0	1	
12	222	我孫子市	93	17	18.3	76	16	21.1	12	1	8.3	11	1	9.1	13	1	7.7	11	1	9.1	68	15	22.1	54	14	25.9	68	18	26.5	43	14	32.6	167	75	44.9	79	32	40.5	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
12	223	鴨川市	32	1	3.1	27	1	3.7	6	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	1	3.8	22	1	4.5	34	8	23.5	24	4	16.7	92	25	27.2	64	16	25.0	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
12	224	鎌ヶ谷市	87	24	27.6	63	14	22.2	17	5	29.4	16	5	31.3	23	1	4.3	17	0	0.0	47	18	38.3	30	9	30.0	67	15	22.4	15	1	6.7	144	49	34.0	65	11	16.9	1		8	1	12.5	1	0	0.0	1	
12	225	君津市	98	10	10.2	81	10	12.3	13	1	7.7	11	1	9.1	24	1	4.2	21	1	4.8	61	8	13.1	49	8	16.3	60	22	36.7	36	10	27.8	232	74	31.9	114	28	24.6	1		9	0	0.0	2	0	0.0	1	
12	226	富津市	54	5	9.3	41	3	7.3	9	0	0.0	8	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0	41	5	12.2	29	3	10.3	36	8	22.2	18	3	16.7	76	26	34.2	43	9	20.9	1		7	0	0.0	2	0	0.0	1	
12	227	浦安市	128	23	18.0	112	23	20.5	19	1	5.3	18	1	5.6	27	5	18.5	23	5	21.7	82	17	20.7	71	17	23.9	61	27	44.3	56	16	28.6	92	61	66.3	89	34	38.2	1		9	1	11.1	4	1	25.0	1	
12	228	四街道市	70	3	4.3	54	2	3.7	11	0	0.0	9	0	0.0	4	1	25.0	4	1	25.0	55	2	3.6	41	1	2.4	59	10	16.9	23	6	26.1	84	31	36.9	61	18	29.5	1		7	0						

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7					
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
12	202	鎌子市	(旧姓使用中の届出) 第4条 旧姓使用職員がその使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(別記様式第4号)により行うものとする。 3 任命権者は、前項の規定による届出があった場合は、台帳に記録するものとする。 4 職員は、特段の理由なく旧姓使用申請と旧姓使用中止届出を繰り返してはならない。 (人事異動等の場合の取扱い) 第5条 旧姓使用職員は、異動が生じた場合は、新しい所属長に旧姓使用承認通知書を提示しなければならない。 2 他の任命権者から旧姓使用の承認を受けた職員が異動してきた場合は、旧姓使用職員の旧姓使用は、承認されたものとみなし、第2条第1項及び第2項の規定による手続を省略することができるものとする。 (責務) 第6条 旧姓使用職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、事業者、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 2 旧姓使用職員は、旧姓を使用することができる文書等については、統一して旧姓を使用しなければならない。 3 所属長は、所属職員の旧姓の使用に適切な運用と公務の正常な運営が図られるよう努めなければならない。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第7条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は、総務課長が別に定める。													
12	203	市川市	市川市職員の旧姓の使用に関する取扱要綱 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、次に掲げるものとする。 ① 産前産後、人事異動に係る内示表及び異動表、職員表彰に係る文書その他の組織内部で使用されるもの ② 職場での呼称、名刺、名札、職員名簿その他の対外的に使用されるもので、特別な法律関係を生じさせないもの ③ その他法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上特に支障がないものと任命権者が認めるもの	市川市議会	1	4	2	2		1	1	1	1	1	1	
12	204	船橋市	船橋市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、一般職の職員(臨時的任用職員を除く、以下「職員」という。)の個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに、必要な事項を定めるものとする。	船橋市議会	1	4	2	2		1	1	1	1	1	1	
12	205	館山市	①館山市事務決裁規程 ②職員の旧姓使用について ①別表第2(第8条第2項及び第9条) (1) 副市長、部長及び課長が専決できる事項 総務課の表 表頭「専決事項」欄：(19) 職員の旧姓使用の承認、取り消しに関すること。表頭「専決者 課長」欄：○ ②男女共同参画社会の実現に向けた取組として、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて、下記のとおり取り扱う。 記 1 対象職員 全職員 2 該当文書等 (1)旧姓を使用できる文書等 ① 組織内部で使用されるもの 起案文書、職務に係る文書(職務整理票、各種内部届出書等)、人事異動に係る文書(辞令等)、給与に係る諸届等 ② 対外的にも使用されるが、特別な法律関係を生じさせないもの 職場での呼称、名刺、名札、職員名簿、電子メール等 ③ その他特に支障がないと認められるもの	館山市議会	1	2	1		2		1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)										
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7											
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
12	211	成田市	1	成田市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、職員(成田市職員定数条例(昭和29年条例第15号)第1条に規定する職員(教育長を除く。))をいう。以下同じ。)の個性が尊重され、その能力を一層発揮できる職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに必要事項を定めるものとする。	成田市議会	1	2	1	成田市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2					1	1	1	1	1	1	
12	212	佐倉市	1	佐倉市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 (目的) 第1条 この要綱は、佐倉市職員(以下「職員」という。))が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関して必要な事項を定めることを目的とする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上特に支障がないと認められる文書等とする。 (承認申請) 第3条 旧姓を使用したい職員は、旧姓使用承認申請書(別記様式第1号)(以下「承認申請書」という。))により任命権者の承認を受けなければならない。 2 承認申請書は、原則として佐倉市職員服務規程(昭和47年佐倉市訓令第3号)第5条第2項の規定による氏名の変更に係る履歴事項変更届とともに提出するものとする。 3 採用時において、既に婚姻等によって戸籍上の氏を改めている職員が旧姓を使用したい場合は、前項の規定にかかわらず、採用後3月以内に、承認申請書に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添付して、任命権者に提出するものとする。 (承認) 第4条 任命権者は、職員から提出された承認申請書による旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第5条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止したいときは、旧姓使用中止届(別記様式第3号)(以下「中止届」という。))を提出するものとする。 2 職員から中止届の提出があったときは、旧姓使用中止通知書(別記様式第4号)により当該職員に通知するものとする。 (責務) 第6条 任命権者は、職員の旧姓使用に適切でな運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するにあたって所属及び市民等に誤解や混乱が生ずることのないよう努めなければならない。 (その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。	佐倉市議会	1	2	1	佐倉市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
12	213	東金市	2		東金市議会	1	2	1	東金市議会会議規則 第二条第二項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
12	215	旭市	1	旭市一般職の職員の旧姓使用に関する取扱規定 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用承認申請書(第1号様式、以下「承認申請書」という。))に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添付して、所屬長を経て市長に提出しなければならない。ただし、消防吏員(消防長を除く。)にあっては、消防長に提出するものとする。	旭市議会	1	2	1	旭市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
12	216	習志野市	1	習志野市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書により市長の承認を受けなければならない。	習志野市議会	1	3	1	習志野市議会会議規則 第2条 議員は、事故のため公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	4
12	217	柏市	1	柏市職員旧姓使用取扱要綱 第4条 任命権者は、前条第2項の旧姓使用承認申請書の提出があった場合において、公務の適正な運営を妨げるおそれがあると認められるときを除き、旧姓の使用を承認するものとする。	柏市議会	1	2	1	議員は、出産(配偶者の出産のための補助を含む。))又は育児のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
12	218	勝浦市	4		勝浦市議会	1	3	1	勝浦市議会会議規則 第2条第1項「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため」同条第2項「出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」第90条第1項、同条第2項も同様	2					1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)												
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. 産前産後期間を明記した規定はない。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
12	219	市原市	1	市原市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 第4条 任命権者は、前条第2項又は第3項の旧姓使用承認申請書の提出があった場合において、公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められるときを除き、旧姓の使用を承認するものとする。	市原市議会	1	3	1	市原市議会規則 ※第2条は本会議、第91条は委員会の欠席の届出の規定 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 (欠席の届出)第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。	2						1	1	1	1	1	1	
12	220	流山市	1	流山市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 旧姓使用に関する内部規定(一般未公開)のため、全文が該当となります。	流山市議会	1	3	1	流山市議会会議規則 第2条第2項「議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内」	2						1	1	1	1	1	4	
12	221	八千代市	1	八千代市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員(新規に採用された職員を含む。)は、法律、条例等の規定に違反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解若しくは混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	八千代市議会	1	2	1	八千代市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
12	222	我孫子市	1	我孫子市職員旧姓使用取扱要綱 第2条の1 職員は、市長の承認を受けて、法令等に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて旧姓を使用することができる。	我孫子市議会	1	2	1	我孫子市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	4	
12	223	鴨川市	4		鴨川市議会	1	2	1	鴨川市議会規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	4
12	224	鎌ヶ谷市	1	第2条 職員は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等について旧姓を使用することができるものとする。	鎌ヶ谷市議会	1	2	1	鎌ヶ谷市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第9条2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
12	225	君津市	3		君津市議会	1	2	1	君津市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第83条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
12	226	富津市	1	富津市職員旧姓使用取扱規程 第2条 旧姓を使用できる職員の範囲は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職に属する職員とする。ただし、婚姻等により氏を改めた後、相当の期間の経過により、その改めた氏の呼称が社会的に認知されていると認められる職員については、この限りでない。	富津市議会	1	2	1	富津市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。	2						1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。								
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例									
		浦安市	浦安市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第4条 職員は、旧姓使用をしようとするときは、任命権者の承認を受けなければならない。	浦安市議会事務局	1	2	1	浦安市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
		四街道市		四街道市議会	1	2	1	四街道市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	2
		袖ヶ浦市	袖ヶ浦市一般職の職員の旧姓使用に関する取扱規程 第1条 この規程は、一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	袖ヶ浦市議会	1	3	1	袖ヶ浦市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
		八街市		八街市議会	1	2	1	八街市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出するものとする。 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出するものとする。	1					1	1	1	1	1	1
		印西市		印西市議会	1	2	1	印西市議会会議規則 第2条第2項口 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7									
コ ロ ド	コ ロ ド	村 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
12	232	白井市	1	白井市職員旧姓使用取扱要領 第3条第1項 任命権者は、前条の申請があったときは、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認することができる。	白井市議会	1	2	1	白井市議会会議規則 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1	
12	233	富里市	3		富里市議会	1	2	1	富里市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	2
12	234	南房総市	1	南房総市職員の旧姓使用に関する要領 第2条 職員は、任命権者に届出をして、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	南房総市議会	1	2	1	南房総市議会会議規則 第2条 (略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
12	235	匝瑳市	1	・匝瑳市一般職の職員の旧姓使用に関する取扱要綱 ・匝瑳市立学校長費負担教職員の旧姓使用に関する取扱要綱 ・匝瑳市一般職の職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この告示は、匝瑳市一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 ・匝瑳市立学校長費負担教職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この告示は、匝瑳市立学校長費負担教職員の旧姓使用に関する取扱要綱(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	匝瑳市議会	1	2	1	匝瑳市議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
12	236	香取市	2		香取市議会	1	3	1	香取市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎出産の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4	
12	237	山武市	3		山武市議会	1	2	1	山武市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
12	238	いすみ市	4		いすみ市議会	1	2	1	いすみ市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
12	239	大網白里市	1	大網白里市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第4条 任命権者は、前条第2項又は第3項の規定による旧姓使用承認申請書の提出があった場合は、公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められる時を除き、旧姓の使用を承認するものとする。	大網白里市議会	1	2	1	大網白里市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
12	322	酒々井町	4		酒々井町議会	1	2	1	酒々井町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	329	栄町	4		栄町議会	1	2	1	栄町議会会議規則 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	342	神崎町	2		神崎町議会	1	2	1	神崎町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
12	347	多古町	4		多古町議会	1	2	1	多古町議会原則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	349	東庄町	3		東庄町議会	1	2	1	東庄町議会会議規則 第2条第2項 (欠席の届け出) 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	4
12	403	九十九里町	4		九十九里町	1	2	1	九十九里町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	2	2	2	2	2
12	409	芝山町	4		芝山町議会	1	2	1	芝山町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	410	横芝光町	4		横芝光町議会	1	2	1	横芝光町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出すること	2			1	1	1	1	1	1
12	421	一宮町	2		一宮町議会	1	4	1	一宮町議会会議規則 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前の日(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前の日)から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7					
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例			配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
12	422	陸沢町	4	陸沢町議会	1	2	1	陸沢町議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	423	長生村	1	長生村議会	1	2	1	長生村議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため会議に出席することができないとき、又は遅刻し、若しくは早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。ただし、やむを得ない事情により届出をすることができない場合は、その事情がなくなつた後、速やかに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	424	白子町	4	白子町議会	1	3	2		2			2	2	2	2	2	
12	426	長柄町	1	長柄町議会	2							2	2	2	2	2	
12	427	長南町	4	長南町議会	1	2	1	長南町議会会議規則第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	441	大多喜町	1	大多喜町議会	1	2	1	大多喜町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	443	御宿町	4	御宿町議会	1	2	1	御宿町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	463	縮南町	2	縮南町議会	1	2	1	縮南町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4

調査時点 議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)

市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割								
都	市	区	町	村	コ	イ	ド	名	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	
									議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
									1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント(規定)がある倫理規程を制定している 2. 議員向け研修を実施している 3. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
									0	2	10										12	
									1	6	8		7	1	3						42	
									0	1	36										0	
									53	45											31	
12	100	千葉市							4	4	3				3						1	千葉県地域防災計画 共通編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者 公益財団法人文化振興財団(千葉県男女共同参画センター) 1 女性相談に關すること
12	202	鎌子市							4	4	2										2	
12	203	市川市							4	4	3				1						2	
									4	4					3						2	
12	204	船橋市							4	4	2				1	1					1	・船橋市地域防災計画 ・船橋市災害対応ハンドブック(地震初編) ボランティア班 復旧期 女性相談窓口の開設
12	205	館山市							4	4	3				1	1					2	
12	206	木更津市							4	4	1	1			3						4	木更津市議会議員政治倫理条例 第5条第1項第6号議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守するものとする。その権限又は地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力、その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
12	207	松戸市							4	4	1	1			1	3					2	松戸市地域防災計画 女性防災リーダーや女性の防災の担い手を育成するため、男女共同参画課、松戸市男女共同参画推進団体等と連携し、女性視点の防災に関する知識の普及、啓発、ネットワークづくりを推進する。
12	208	野田市							4	4	3				1	3					2	野田市地域防災計画 震災編 第2章 災害予防計画 第8節 避難行動要支援者の安全確保対策、第2 避難行動要支援者への対策 8 福祉避難所の指定 避難行動要支援者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。 震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制において、人権・男女共同参画推進課は①避難行動要支援者支援に関すること②福祉避難所の開設・運営に関すること③福祉避難所利用者の相談支援に関することとしている。
12	210	茂原市							4	4	3				3						2	
12	211	成田市							4	4	1	1			2						2	成田市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 法令を遵守し、議会及び議員の名誉及び品位を損なう行為を慎み、疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (7) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。 (7) セクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう)その他の他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
12	212	佐倉市							4	2	1	1			3						4	佐倉市地域防災計画 防災知識の普及及び防災教育の実施にあたっては、固定的な性別役割分担意識をなくし、方針決定過程や地域活動への女性の参画を促進する等、防災対策に、男女平等参画の視点を取り入れるとともに、男女の違い等多様化するニーズへの対応が必要である旨の周知を図る。なお、多様化するニーズへの対応についての周知にあたっては、市民部自治入権推進課や男女平等参画を推進する拠点施設においても、危機管理部危機管理課と連携を図りながら実施に努める。【震-2-7】

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント(ハラスメント)が定められている倫理防規止	2. 議員向け研修を 設置している 3. 議員向け研修を 設置している 4. その他	3. その他 その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
12	213	東金市	4	4	1	1			東金市議会議員政治倫理規程 第三条第一項第四号 市議員の公正な職務執行を妨げ、権限や地位による影響を不正に行使するような働きかけ(パワーハラスメント・強要・恫喝・口利き等に類する行為)をしないこと。	3		3	4		2
12	215	旭市	4	4	3					3		4		2	
12	216	習志野市	4	1	3					3		2		1	習志野市地域防災計画 (震-3-9、風-3-10) 災害応急活動体制の確立 ※災害対策本部の事務分掌として、協働経済部(男女共同参画センター含む)が行うものを記載している。 (震-3-51、風-3-55) 避難所の運営に当たっての配慮 「女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどと連携し、積極的に活用するものとする。」
12	217	柏市	4	1	1	2		柏市議会ハラスメント防止条例 第4条 議員は、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。	1	1		3	2	2	
12	218	勝浦市	4	4	3					3		4		1	勝浦市地域防災計画 【男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備】主な担当：消防防災課、企画課 市及び県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画部局が連携し、明確化するよう努める。
12	219	市原市	2	2	1		3	ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)を作成するため検討部会を行っている	1	3		4		2	
12	220	流山市	4	4	3					1	1	3	2	2	
12	221	八千代市	4	4	3					3		4		1	八千代市災害対応マニュアル 各避難所等の情報収集及び相互支援ネットワークを活用した情報発信等 女性消防団と連携した各避難所のニーズ把握及び対応
12	222	我孫子市	4	4	3					3		2		2	
12	223	鴨川市	4	4	3					3		4		2	
12	224	鎌ヶ谷市	4	4	3					3		2		1	鎌ヶ谷市地域防災計画 災害対策本部における市民生活3班(市民活動推進課長)の事務分掌にて、「女性相談窓口の設置及び避難所等における女性への支援に関すること」
12	225	君津市	4	4	3					3		4		2	
12	226	富津市	4	4	3					3		4		2	
12	227	浦安市	4	4	3					3		2		2	
12	228	西葛西市	4	4	3					3		2		2	
12	229	袖ヶ浦市	4	4	3					3		1	袖ヶ浦市議会会議規則等に関する申合せ事項 30. その他(8)旧姓等の使用については、あらかじめ議長に申し出るものとする。	2	
12	230	八街市	4	2	3					3		2		2	
12	231	印西市	4	4	1		3	注意喚起		3		4		2	
12	232	白井市	4	4	3					3		4		2	
12	233	富里市	4	4	2					2	3	2		2	
12	234	南房総市	4	4	3					1		4		2	
12	235	匝瑳市	4	4	3					3		4		2	
12	236	香取市	4	2	3					3		4		2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。		
コ ロ ド	コ ロ ド	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ 等 規 ス が 定 メ ン ト 有 る 倫 理 防 規 止	す 2 ハ ラ ス メ ン ト 向 け の 研 修 を 設 置 し て い る に 関 す る 他 の 内 容	3 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
12	237	山武市	4	2	2					2	3	3	4		2	
12	238	いすみ市	4	4	1	1			3		3	2		2		
12	239	大網白里市	4	4	3				3		3	4		2		
12	322	湊々井町	4	4	3				3		3	4		2		
12	329	栄町	4	4	3				3		3	4		2		
12	342	神崎町	4	4	3				3		3	4		2		
12	347	多古町	4	4	3				3		3	4		2		
12	349	東庄町	4	4	2				3		2	4		2		
12	403	九十九里町	4	4	3				3		3	4		2		
12	409	芝山町	4	4	3				3		3	1		2		
12	410	横芝光町	4	4	3				3		3	4		1		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を記入してください。		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
12	441	大多喜町	4	4	3			3		3	4	1	エ 女性への配慮 避難所の運営にあたっては、男女双方の要望や意見を反映するため、可能な限り女性も避難所運営委員会の役員に選出するよう努める。また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレ等施設の利用上の配慮、女性専用スペースの確保、女性相談窓口や女性専用の物資配付等運営上の配慮等が必要である。なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センター等を積極的に活用する。	
12	443	御宿町	4	4	3			3		3	1	2		
12	483	砥南町	4	4	3			3		3	4	2		